

食品表示に関するお問い合わせ先

担当法律	沖縄県の各機関名		連絡先
	部局名	課名	
J A S 法	農林水産部	流通政策課	TEL.098-866-2255
		畜産課	TEL.098-866-2269
		水産課	TEL.098-866-2300
	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課		TEL.098-866-1672
	農林水産消費安全技術センター 福岡センター門司事務所		TEL.050-3797-2719
景品表示法	文化環境部	県民生活課	TEL.098-866-2187
食品衛生法 薬事法	福祉保健部	薬務衛生課	TEL.098-866-2215
	中央保健所	生活衛生班	TEL.098-836-1340
	北部福祉保健所	生活環境班	TEL.0980-52-2636
	中部福祉保健所	生活衛生班	TEL.098-938-9787
	南部福祉保健所	生活環境班	TEL.098-889-6799
	宮古福祉保健所	〃	TEL.0980-72-3501
	八重山福祉保健所	〃	TEL.0980-82-3243
	健康増進法	福祉保健部	国保・健康増進課
中央保健所		健康推進班	TEL.098-854-1007
北部福祉保健所		〃	TEL.0980-52-5219
中部福祉保健所		〃	TEL.098-938-9701
南部福祉保健所		〃	TEL.098-889-6591
宮古福祉保健所		〃	TEL.0980-73-5074
八重山福祉保健所		〃	TEL.0980-82-3240
計量法	文化環境部	計量検定所	TEL.098-889-2775

食品表示110番 098-866-2274

※受付時間：9：00～17：00（土、日曜日及び祝日等を除く）

食品表示とJAS規格についてのホームページアドレス

農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

発行

沖縄県農林水産部流通政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2-2

TEL.098-866-2255 FAX.098-862-7519

流通政策課ホームページアドレス・メールアドレス

<http://www.pref.okinawa.jp/Ryutu>

E-mail：aa048600@pref.okinawa.lg.jp



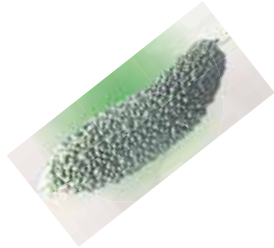
2010年3月
沖縄県

正しい食品表示

JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）では、一般消費者向けに販売される全ての食品について、以下の表示を義務付けています

生鮮食品の表示

生鮮食品品質表示基準



養殖以外の表示例



養殖の表示例



品質表示基準を
守らないときは...

玄米・精米の表示

玄米及び精米品質表示基準

単一原料米の場合

①	名 称	精 米		
		産 地	品 種	産 年
②	原 料 玄 米	単一原料米		
		〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
③	内 容 量	〇kg		
④	精米年月日	〇〇.〇〇.〇〇		
⑤	販 売 者	株式会社〇〇食糧		
		〇〇県〇〇市〇-〇 電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

複数原料米の場合

①	名 称	精 米			
		産 地	品 種	産 年	使用割合
②	原 料 玄 米	複数原料米			
		国内産			10割
		{ 〇〇県〇〇ヒカリ〇〇年産			8割 }
		{ 未検査米			2割 }
③	内 容 量	〇kg			
④	精米年月日	〇〇.〇〇.〇〇			
⑤	販 売 者	株式会社〇〇食糧			
		〇〇県〇〇市〇-〇 電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

加工食品の表示

加工食品品質表示基準

①	名 称	焼 菓 子
②	原 材 料 名	小麦粉、砂糖、ラード、紅芋、膨張剤、着色料(カラメル)
③	内 容 量	30個(2個×15袋)
④	賞 味 期 限	〇〇.〇〇.〇〇
⑤	保 存 方 法	直射日光・高温多湿を避けて保存してください
⑥	製 造 者	株式会社〇〇製菓 〇〇県〇〇市〇-〇

ないこと

⑥製造者

製造業者等（販売業者、加工業者、輸入業者）の氏名又は名称及び住所を記載